

## 【古河算数数学教室規則】

### < 1. 古河算数数学教室の理念 >

01-01. 理念：『科学技術立国』である日本の理学発展の一翼を担う

### < 2. 古河算数数学教室について >

02-01. 『古河算数数学教室』と称します。

02-02. 学校で積極的に手を上げて間違いをおそれないことを入会の条件とします。(エピソード記憶法)

02-03. 予習復習に重点を置き、基礎算数数学力の向上と数学的な感性を磨くことを目的としています。

02-04. 進学は目的としません。

02-05. 授業はマンツーマンで行います。

02-06. 入会金は必要ないので、ある単位のみ基礎算数数学力を高めるために短期間で通っていただいても結構です。もちろん、長期間で通っていただいても結構です。また、進学塾等に行く前に基礎算数数学力を高めるために『古河算数数学教室』に通う、進学塾等と並行して基礎算数数学力を高めるために『古河算数数学教室』に通う等、生徒の実情に合った選択をしていただいても一向に構わないと考えております。

### < 3. 古河算数数学教室への連絡 >

03-01. 連絡先

携帯電話番号 090-2522-5737

電話番号 0280-23-5799

FAX番号 0280-23-5799

所在地 茨城県古河市雷電町11-55

名称 古河算数数学教室

氏名 井戸信行 (イドノブユキ)

メールアドレス koga\_system@coda.ocn.ne.jp

03-02. 連絡方法は上記携帯電話番号に電話をお願いいたします。携帯電話が通じない場合はその他の連絡方法で連絡をお願いいたします。

### < 4. 授業 >

04-01. 授業は毎週1時間(曜日・時間を同じにする)を1単位とします。

04-02. 一人の生徒で2単位以上を受講することも可能です。その場合、連続でも不連続でもかまいません。

04-03. 年末年始・ゴールデンウィーク・お盆等は事前に教室より休講を通告いたします。その際は教室側都合による休講扱いといたします。

04-04. 教室側の都合による休講や日程変更は余裕を持って行うことを基本と致しますが、急な休講や日程変更があることをご了承願います。その場合は減額の対象とさせていただきます。

**(開始時刻を過ぎての休講や日程変更の場合もあります)**

04-05. 月5週ある時は1回を休講とします。事前に連絡をとらない場合は最終週を休講とします。ただし、保護者からの要望により開講とすることも可能です。

04-06. 算数または数学の教科書およびノート・計算用紙・購入教材は必ず持参させてください。

04-07. 衛生対策や防寒対策のため、マスク・スリッパ・膝かけは各自ご用意頂き、毎回ご持参ください。

## < 5. 授業料 >

- 05-01. 授業料は別紙『古河算数数学教室学年別回数別授業料一覧（週1回用）』を参照してください。
- 05-02. 教室側都合で休講した場合は休講1回につき月謝の25.0%（2/8）を減額いたします。
- 05-03. 教室側都合で日程変更した場合は日程変更1回につき月謝の12.5%（1/8）を減額いたします。
- 05-04. 生徒側都合による休講は減額の対象といたしません。
- 05-05. 月5週ある月で休講を開講にした場合は、月謝の25.0%（2/8）を加算させていただきます。
- 05-06. 週複数回の場合は合計額に以下の減額係数をかけることとします。

週2回 : 0.9

週3回以上 : 0.8

- 05-07. 休講・日程変更等の減額計算および臨時開講等の加算計算は1カ月分まとめて行います。週複数回の場合は授業料を足し込みます。足し込んだ後に100円未満は切り捨てて請求額とします。
- 05-08. 授業料の請求は次の月の最初の授業に行います。請求を行った次の受講日に納付して頂きます。
- 05-09. 授業料の納付は手渡しを基本としますが、何らかの理由により手渡しできない場合は、以下の普通口座に振り込んでください。また、教材費等も何らかの理由により手渡しできない場合は、以下の普通口座に振り込んでください。なお、振込手数料は保護者様でご負担ください。

銀行名 栃木銀行

支店名 古河支店

科目 普通口座

口座番号 1009703

振込口座名（漢字） 古河算数数学教室 井戸 信行

振込口座名（ヨミ） コガサンスウスウガクキョウシツ イド ノブユキ

- 05-10. 授業料に対しては古河算数数学教室として領収証を後日発行いたします。

## < 6. 教材 >

- 06-01. 使用する教材は事前に金額を提示致しますので、了解を頂きましたら、教室側で購入の上で実費精算いたします。ただし、指定した教材は教室を通さずに保護者様が直接購入しても構いません。その場合は版数等を教室にご確認ください。
- 06-02. 特別な教材がある場合は事前に協議の上で実費精算いたします。精算は次の月に授業料納付と同時に行っていただきます。教材購入の際に受け取った領収証をそのままお渡しいたします。
- 06-03. 上記の使用する教材または特別な教材は、所定の用紙（様式03『古河算数数学教室教材購入届』）に書籍名・金額等を記載したものをお渡しいたしますので、必要事項を記入して提出してください。
- 06-04. 教材費は購入した書店等の領収証をお渡しいたします。古河算数数学教室として領収証を発行いたしません。

## < 7. 入会 >

- 07-01. 入会は保護者様が所定の用紙（様式01『古河算数数学教室入会届』）に必要事項を記入して提出してください。また所定の用紙（様式04『古河算数数学教室授業配分新規届』）に必要事項を記入して提出してください。なお、授業の配分は随時変更することが可能ですので、所定の用紙（様式05『古河算数数学教室授業配分変更届』）に必要事項を記入して提出してください。
- 07-02. 入会届および授業配分新規届は保護者様が提出してください。
- 07-03. 『科学技術立国』である日本の理学発展の一翼を担う人材を育成することを理念としている算数数学教室のため、進学のための数学を期待している方の入会をご遠慮願います。

## < 8. 退会 >

- 08-01. 退会は保護者様が所定の用紙（様式02『古河算数数学教室退会届』）に必要事項を記入して提出してください。
- 08-02. 退会届は退会を予定している日の30日前までに保護者様が提出してください。
- 08-03. 退会日は保護者様・生徒および教室側で話し合いの上で決めます。
- 08-04. 最後に行った授業から起算して30日以上連絡がつかない場合は退会届の提出なしで退会措置とします。
- 08-05. 即日退会や連絡がつかない場合の退会等は同月の残りの授業は行ったと仮定した授業料を請求致します。

## < 9. 注意事項 >

- 09-01. 生徒の使用可能な場所は、玄関脇の一室・玄関・一階廊下・一階トイレとします。それ以外は教室側の指示に従ってください。
- 09-02. 駐車場と教室の間の送迎は基本的に行いませんので、防犯ブザー等を用意してください。
- 09-03. 教室側の指示に従わない場合は、帰宅または即日退会の措置を取ります。この場合は開講扱いとさせていただきます。
- 09-04. 保護者様から教室への連絡は通常において所定の用紙（様式06『古河算数数学教室連絡用紙（保護者様→教室）』）をご使用ください。教室でコピーしたものに捺印等を行い、保護者様にお渡しすることにより、連絡が完了したことの確認といたします。
- 09-05. 教室から保護者様への連絡は通常において所定の用紙（様式07『古河算数数学教室連絡用紙（教室→保護者様）』）を使用いたします。教室より2通お渡しいたしますので、そのうちの1通に保護者様で捺印等を行い、教室へお渡し頂くことにより、連絡が完了したことの確認といたします。
- 09-06. 緊急の場合や対面による面談を希望する場合は、携帯電話等の連絡方法で遠慮なくご相談ください。

## < 10. 健康への注意 >

- 10-01. 水分補給のため、水筒やペットボトル等の蓋を閉めることが可能な飲み物を持ち込んで授業中に飲ませるようにしてください。水分補給の目的は体調維持のためなので、炭酸飲料や糖分の多いものは避けて頂ければと思います。特に冬に水分補給をしないと尿や汗の量も減り、体内の不要物などが排泄しにくくなり、体内の水分バランスが崩れたり新陳代謝が落ちることもありますので、十分に注意が必要です。
- 10-02. 自宅・学校等ではうがい・石鹸での手洗いを徹底して、普段からの感染症予防に心掛けてください。うがい・石鹸での手洗いは年間を通して実施してください。
- 10-03. インフルエンザ等の感染症の流行期はマスクの着用に留意してください。
- 10-04. インフルエンザ等の感染症の場合は教室側都合による休講と同等の扱いといたします。感染を防止するためにも、感染が疑われたらすぐに連絡していただき、休講の上で体調の回復に努めてください。
- 10-05. バランスのとれた食事と適切な睡眠により、常に体調を整えてください。

#### < 1 1. 個人情報保護 >

- 11-01. 古河算数数学教室が取得した個人情報は以下の場合を除いて保護致します。
- 11-02. 人の生命、身体又は財産の保護のために、緊急に必要がある場合。又は必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 11-03. ご本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- 11-04. 古河算数数学教室の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。
- 11-05. 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的をご本人に通知・公表することによって、又はご本人の同意を得ることによって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- 11-06. 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。
- 11-07. 法令に基づく場合。
- 11-08. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき。

#### < 1 2. 駐車場 >

- 12-01. 住宅街のため、送りの際は速やかに下車をお願いいたします。
- 12-02. 迎えの際は所定の駐車場をご利用ください。(別紙『古河算数数学教室駐車場案内①・②』参照)  
茨城県古河市雷電町 2739-1 リリィ駐車場 25 番 (28 台駐車可能な大きな駐車場です)  
(建物ではないため地番のみです。インターネット等で直接検索することは出来ません)
- 12-03. 迎えの際の駐車場のご利用は授業終了予定時刻の 10 分前からといたします。
- 12-04. 住宅街のため、所定の駐車場に駐車の場合は必ずエンジンを止めてください。
- 12-05. 住宅街のため、所定の駐車場以外の場所 (他の駐車スペースや周辺道路) に停めないでください。
- 12-06. 所定の駐車場が使用されている場合は【03-01. 連絡先】まで電話をください。
- 12-07. 駐車場使用に関して上記規則に従わない場合は、その場で授業料等を精算の上で即日退会とします。

#### < 1 3. その他 >

- 13-01. 本規則は予告なく変更されることがあります。

#### < 1 4. 用語 >

- 14-01. 本教室を『古河算数数学教室』と称します。
- 14-02. 古河算数数学教室に入ることを『入会』と称します。
- 14-03. 古河算数数学教室を辞めることを『退会』と称します。
- 14-04. 入会した者を『生徒』と称します。
- 14-05. 生徒の保護者様を『保護者』と称します。
- 14-06. 教える場所および教える側を『教室』と称します。
- 14-07. 教えることを『授業』と称します。
- 14-08. 授業を開催することを『開講』と称します。
- 14-09. 授業を休むことを『休講』と称します。

< 15. 本規則変更履歴 >

15-01. 平成 24 年 04 月 01 日 : 本規則を新規に定めた。

15-02. 平成 24 年 10 月 01 日 : 05-04、05-05、05-06、07-03 の内容を修正。

15-03. 平成 25 年 04 月 01 日 : 02-02、04-04、04-07、05-02、05-03 の内容を修正。

05-05 を削除。

05-06~05-11 を 05-05~05-10 に番号移行。

12-01~12-06 を 12-02~12-07 に番号移行。

08-05、12-01 を追加。